

協議事項「政務活動費のインターネットによる公開」等について

問1 政務活動費のインターネットでの公開はどの範囲が適当と考えますか

政務活動費にかかる領収書等のインターネット公開に関しては、先般の各派連絡会において実施に向けて、議会改革推進会議で検討するとして了解されたところですが、具体的内容に関して、下記の問いにお答えください。

(該当する事項の【 】に○を記入願います。)

1 【 】 収支報告書・領収書・支払証明書・活動記録簿・自動車使用記録簿

※上記書類は、現在、議長への提出書類として、議会図書室で閲覧に供している書類です。

2 【 】 収支報告書・領収書・支払証明書・活動記録簿・自動車使用記録簿
会計帳簿・広報紙・広報紙配付方法等報告書・事務所状況報告書・職員雇用状況報告書

※上記書類は1記載の書類に、インターネット公開を実施している大阪府・兵庫県・高知県議会が公開している会計帳簿・広報紙・広報紙配付方法等報告書・事務所状況報告書・職員雇用状況報告書を加えたものです。

3 【 】 収支報告書・領収書・支払証明書・活動記録簿・自動車使用記録簿
会計帳簿・広報紙・広報紙配付方法等報告書・事務所状況報告書・職員雇用状況報告書
政務調査委託業務報告書・賃貸借契約書・雇用契約書

※上記書類は2記載の書類に、政務調査委託業務報告書・賃貸借契約書・雇用契約書を加えたものです。 ※兵庫県議会ではすべて公表しています。

問2

そのほかに、インターネットでの公開に関し、ご意見があれば記入してください

問3

「後払い方式」についてのご意見を記入してください

※後払い方式とは・・・政務活動費を会派・議員に前払いしてきたものを、事後精算にする方式。
一旦会派・議員が立て替え後、会派・議員は支出報告書や領収書等を提出し、審査の上適当と認められた後、政務活動費が支給される。

【現時取り組んでいる議会の状況】

・兵庫県議会：議員個人に前払いしていたもの会派交付に変更。会派責任者が議員が出した領収書を確認し、事務局は会派が提出する報告書を点検。問題がなければ、議員個人に会派から支給される。

・京丹後市議会：議員ははまず政務活動にかかった費用を自己負担。収支報告を上半期(4～9月)と下半期(10月～3月)に議長に提出。事務局が審査し、上半期分は12月に支給。

問4

**全国の議会で「政務活動費の手引き」の改正が行われています。
改正を検討すべき下記項目についてのご意見を記入してください**

1 支払証明書

※神奈川県議会では客観的証明性が低いとして廃止
大阪・兵庫県議会では領収書が出ない路線バスのみ可としている

2 調査研究費の提出書類

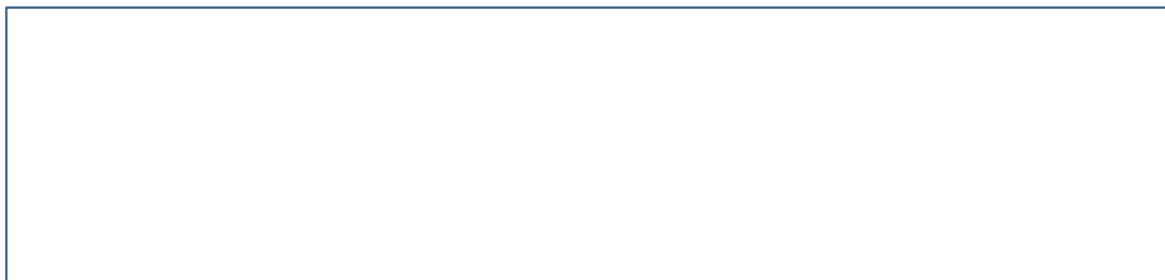
※兵庫県議会では契約書・成果物の提出を義務付けた
大阪府議会では活動記録簿に委託先、資料等を添付することとした

3 研修・会議費の提出書類

※大阪・兵庫県議会では県内開催の場合も活動報告書と
その資料を添付し提出することを義務付けた

4 広報紙・配付方法報告書の提出

※大阪・兵庫県議会では広報紙及びその配付方法報告書の提出を義務付けた



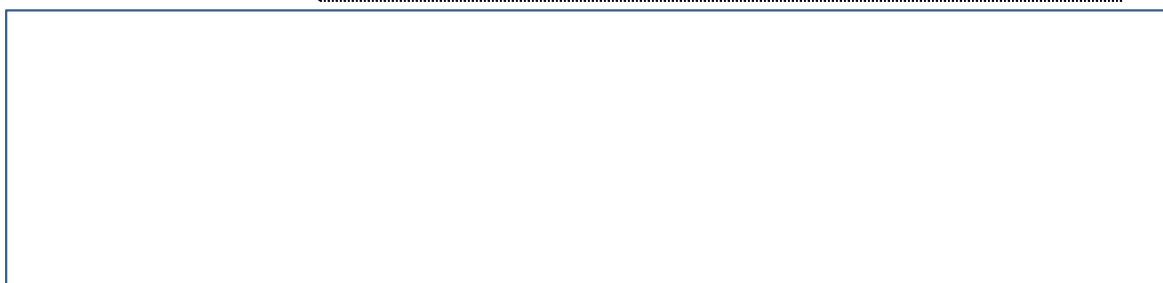
5 事務所費の提出書類

※大阪・兵庫県議会では契約書や事務所状況報告書の提出を義務付けた
鳥取県・秋田県議会では親族企業からの事務所賃借料の充当を禁止した



6 人件費の提出書類

※大阪・兵庫県議会では雇用関係書類の提出を義務付けた
兵庫県・富山県議会では親族雇用の充当は原則禁止とした



問5 現在の手引きにおける政務活動費を充当することができる経費の範囲として見直すべきと考える具体的な用途があれば記入してください



問6 その他、本アンケートの項目以外に議論すべき課題と思われることがあれば、ご意見を記入してください

